

議 事 日 程 (第2号)

平成 31 年 3 月 4 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 12 号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 13 号 東白川村常勤の特別職職員の平成 31 年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第 4 議案第 14 号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 15 号 東白川村森林環境譲与税基金条例について
- 日程第 6 議案第 16 号 平成 31 年度東白川村一般会計予算
- 日程第 7 議案第 17 号 平成 31 年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 18 号 平成 31 年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第 19 号 平成 31 年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第 10 議案第 20 号 平成 31 年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第 11 議案第 21 号 平成 31 年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第 12 議案第 22 号 平成 31 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員 (7名)

1 番	安 江 真 治	2 番	安 保 泰 男
3 番	安 江 健 二	4 番	今 井 美 和
5 番	今 井 美 道	6 番	桂 川 一 喜
7 番	樋 口 春 市		

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	今 井 俊 郎	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 良 浩	総 務 課 長	安 江 誠
村 民 課 長	今 井 明 徳	産 業 振 興 課 長	今 井 稔
地 域 振 興 課 長	桂 川 憲 生	建 設 環 境 課 長	有 田 尚 樹
教 育 課 長	安 江 任 弘	保 健 福 祉 課 長	伊 藤 保 夫
国 保 診 療 所 事 務 局 長	河 田 孝	会 計 管 理 者	今 井 英 樹
監 査 委 員	安 江 弘 企		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局
次 長 安 江 由 次

◎開議の宣告

○議長（樋口春市君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（樋口春市君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、5番 今井美道君、6番 桂川一喜君を指名します。

◎議案第12号から議案第22号までについて（提案説明）

○議長（樋口春市君）

日程第2、議案第12号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第22号 平成31年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの11件を3月1日に引き続き新年度予算関連により一括議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

それでは、議案第12号からお願いをいたします。

議案第12号、東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成31年3月1日提出。東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして改正条文でございますが、説明につきましては新旧対照表で行わせていただきます。新旧対照表の9ページのほうをよろしく願いいたします。

今回の改正につきましては、保育士の賃金につきまして近隣の市町の水準に近づけるために改正するものでございます。保育士の給与表でございますが、左が改正案でございます。右側が改正前ということで、号給の8号給を見ていただきますと、改正前が920円、改正後は1,000円というところで、この辺を基準としまして、80円、8号給で8,000円というところを基準にいたしまして、全体的に80円ずつを引き上げるということでございます。時間給のほうでございます。

月給につきましては、連動しまして、1日8時間の20日という計算で12,800円を全体的にそれぞれの号給におきまして引き上げをさせていただくものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。以上でございます。

続きまして、議案第13号 東白川村常勤の特別職職員の平成31年度における期末手当の割合の

特例に関する条例について。東白川村常勤の特別職職員の平成 31 年度における期末手当の割合の特例に関する条例を別紙のとおり提出する。平成 31 年 3 月 1 日、東白川村長。

こちらにも 1 枚おめくりいただきまして、改正条文でございますが、説明につきましては新旧対照表の 11 ページのほうをお願いいたします。

非常勤の特別職、村長、教育長の平成 31 年度の期末手当の割合を引き下げるものでございます。現行のほうは 6 月に支給する場合については「100 分の 215」、12 月に支給する場合には「100 分の 230」でございますが、それをそれぞれ 6 月に支給する場合には「100 分の 201.9」、12 月に支給する場合においては「100 分の 216.1」ということでございます。例年支給率を 5% 引き下げるといって運用をしておりましたが、今回は 30 年度の人事院勧告におきまして、職員の期末手当の支給率やベースアップにつきまして、30 年の 4 月にさかのぼって適用する遡及適用をしなかったことを考慮しまして、30 年の人事院勧告によるベースアップ分「100 分の 5」を加算する前の支給率に対して 5% を引き下げるといって、少し下げ幅が大きいくらい運用をしたいと思っております。

本文のほうに戻っていただきまして、附則、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

建設環境課長 有田尚樹君。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第 14 号 東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成 31 年 3 月 1 日提出。東白川村長。

次のページをごらんください。

東白川村簡易水道給水条例の一部を改正する条例について。恐れ入りますが新旧対照表の 13 ページをごらんください。改正の事由については 2 点ありますが、1 点目は、簡易水道利用者の休止からの水道料金を徴収しないということと、2 点目は布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についての改正条文でございます。

まず休止に関しての改正でございますが、27 条基本料金では、27 条第 1 項において、給水の休止の文言があったため、休止中であっても基本料金を徴収するようになっておりましたが、これを削ることにより、基本料金を徴収しないように改正をいたしております。

そして、32 条の料金の徴収では、第 32 条第 2 項及び第 3 項の条文がわかりにくいので、第 1 項に、ただし、村長が必要と認めるときは随時徴収することができるとし、近隣の市町の皆さんと合わせて改正をさせていただくものでございます。

続いて 34 条の手数料では、34 条第 1 項において指定給水装置工事事業者から給水工事施工の際に手数料の徴収をするように限定をされておりましたが、申込者に改正することで工事事業者のみでなく住民の方から休止中の再開栓の申し込みがあった場合に、再開栓手数料を徴収できるように改めをさせていただいております。

続いて14ページお願いします。

次に布設工事監督者及び水道技術管理者の資格についての改正でございますが、第44条の3、布設工事監督者の資格では、第44条の3第1項第3号において、短期大学に専門職大学の前期課程を含むこととし、それにより影響がある箇所について改正をさせていただいております。技術士法の試験科目の見直しもあり、第44条の3第1項8号のまたは水道環境も削らせていただいております。そして第44条の4、水道技術管理者の資格では、第44条の3の場合と同様に、専門職大学の前期課程を含むことにより影響がある箇所について改正をさせていただいております。

本文に戻っていただきまして、附則、施行の期日1. この条例は平成31年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

議案第15号 東白川村森林環境譲与税基金条例について。東白川村森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり提出する。平成31年3月1日提出、東白川村長。

次のページをめくっていただきまして、この条例は国の森林環境譲与税及び森林経営管理制度の制定に伴い、基金によって管理しなさいというようなことで、この条例を設置するものであります。

（設置）第1条 東白川村における、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、東白川村森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積み立て）第2条 基金の原資は森林環境譲与税をもって充てる。2. 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

（処分）第5条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

参事 安江良浩君。

○参事（安江良浩君）

それでは別冊をごらんいただきたいと思います。

平成 31 (2019) 年度東白川村予算書、薄いほうをごらんいただきたいと思います。

議案第 16 号 平成 31 年度東白川村一般会計予算。平成 31 年度東白川村一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25 億 1,100 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金) 第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5 億円と定める。

(歳出予算の流用) 第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用と定める。平成 31 年 3 月 1 日提出。東白川村長。

それでは 2 ページをごらんいただきたいと思います。

それぞれ款の合計のみを読み上げさせていただきます。以下特別会計も同様でございますのでよろしく申し上げます。

1 款村税 2 億 18 万円、2 款地方譲与税 3,630 万円、3 款利子割交付金 20 万円、4 款配当割交付金 50 万円、5 款株式等譲渡所得割交付金 30 万円、6 款地方消費税交付金 3,800 万円、7 款自動車取得税交付金 500 万円、8 款地方特例交付金 40 万円、9 款地方交付税 11 億 3,800 万円、11 款分担金及び負担金 603 万円、12 款使用料及び手数料 6,033 万円、13 款国庫支出金 1 億 2,316 万円、14 款県支出金 1 億 4,941 万円、15 款財産収入 737 万円、16 款寄附金 43 万円、17 款繰入金 2 億 6,137 万円、18 款繰越金 9,091 万円、19 款諸収入 2,041 万円、20 款村債 3 億 7270 万円、歳入合計 25 億 1,100 万円。

5 ページをごらんいただきたいと思います。

歳出、1 款議会費 3,878 万円、2 款総務費 4 億 4,528 万、3 款民生費 4 億 4,615 万円、4 款衛生費 4 億 4,702 万円、6 款農林水産業費 2 億 2,644 万円、7 款商工費 1 億 2,296 万円、8 款土木費 2 億 349 万円、9 款消防費 1 億 328 万円、10 款教育費 2 億 1,350 万円、12 款公債費 2 億 6,310 万円、14 款予備費 100 万円、歳出合計 25 億 1,100 万円。

続きまして、7 ページごらんください。

第 2 表 地方債。

起債の目的、公共事業等、限度額 3,450 万円。起債の方法、普通貸借、利率 4 % 以内、ただし利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその融資条件に、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰り上げ償

還もしくは低利に借りかえすることができる。以下は起債の方法、利率、償還の方法につきましては同じでございますので、起債の目的、限度額のみ読み上げさせていただきます。

自然災害防止事業、670 万円。

施設整備事業、600 万円。

過疎対策事業、2 億 1,240 万円。

過疎対策事業（ソフト）、3,940 万円。

公共施設等適正管理推進事業債、2,370 万円。

臨時財政対策事業、5,000 万円。

続きまして、8 ページをごらんください。

議案第 17 号 平成 31 年度東白川村国民健康保険特別会計予算。平成 31 年度東白川村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 4,730 万円と定める。

2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 2,000 万円と定める。平成 31 年 3 月 1 日提出、東白川村長。

9 ページをごらんいただきます。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入、1 款国民健康保険税 5,656 万円、2 款使用料及び手数料 2 万円、3 款県支出金 2 億 4,349 万 1,000 円、5 款繰入金 3,024 万 7,000 円、6 款繰越金 1,648 万 4,000 円、7 款諸収入 49 万 7,000 円、8 款公債費 1,000 円、歳入合計 3 億 4,730 万円。

歳出、1 款総務費 856 万 5,000 円、2 款保険給付費 2 億 2,600 万 3,000 円、3 款国民健康保険事業費納付金 1 億 33 万 5,000 円、4 款財政安定化基金拠出金 1,000 円、5 款保健事業費 270 万円、6 款基金積立金 1,000 円、7 款諸支出金 925 万 5,000 円、8 款予備費 44 万円、歳出合計 3 億 4,730 万円。

続きまして、12 ページをごらんいただきます。

議案第 18 号 平成 31 年度東白川村介護保険特別会計予算。平成 31 年度東白川村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 1,260 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,000 万円と定める。平成 31 年 3 月 1 日提出、東白川村長。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入、1 款保険料 5,172 万 1,000 円、2 款使用料及び手数料 1,000 円、3 款国庫支出金 8,127 万円、4 款支払基金交付金 7,940 万 3,000 円、5 款県支出金 4,210 万 4,000 円、6 款繰入金 5,749 万

8,000円、7款繰越金21万5,000円、8款諸収入38万8,000円、歳入合計が3億1,260万円。

続きまして、15ページごらんください。

歳出、1款総務費1,194万7,000円、2款保険給付費2億8,431万2,000円、4款基金積立金1万円、5款地域支援事業費1,617万1,000円、6款公債費1万円、7款諸支出金5万円、8款予備費10万円、歳出合計3億1,260万円。

続きまして、17ページごらんください。

議案第19号 平成31年度東白川村簡易水道特別会計予算。平成31年度東白川村簡易水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億6,580万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債) 第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

(一時借入金) 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。平成31年3月1日提出、東白川村長。

それでは18ページごらんいただきます。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1款使用料及び手数料4,744万5,000円、2款繰入金1億4,320万円、3款繰越金1,034万円、6款村債3,900万円、7款国庫支出金1,956万3,000円、9款諸収入625万2,000円、歳入合計2億6,580万円。

歳出、1款総務費1,484万円、2款簡易水道事業費6,200万円、3款施設維持管理費4,562万円、4款公債費1億4,314万円、5款予備費20万円、歳出合計2億6,580万円。

続きまして、20ページごらんください。

起債の方法から償還の方法は一般会計と同一でございますので省略させていただきます。

第2表 地方債、起債の目的、簡易水道事業、限度額3,900万円。

続きまして、21ページをごらんください。

議案第20号 平成31年度東白川村下水道特別会計予算。平成31年度東白川村下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,530万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は500万円と定める。平成31年3月1日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算。

歳入、1 款使用料及び手数料 773 万 7,000 円、2 款繰入金 1,660 万 6,000 円、3 款繰越金 95 万 7,000 円、歳入合計 2,530 万円。

歳出、1 款総務費 908 万円 1,000 円、2 款施設維持管理費 684 万 9,000 円、3 款公債費 927 万円、4 款予備費 10 万円、歳出合計 2,530 万円。

続きまして、24 ページをごらんください。

議案第 21 号 平成 31 年度東白川村国保診療所特別会計予算。平成 31 年度東白川村国保診療所特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 7,380 万円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為) 第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金) 第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 1 億円と定める。平成 31 年 3 月 1 日提出、東白川村長。

それでは 25 ページをごらんください。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入、1 款診療収入 1 億 4,795 万 1,000 円、2 款使用料及び手数料 126 万 3,000 円、3 款県支出金 15 万 5,000 円、5 款繰入金 1 億 9,415 万 3,000 円、6 款繰越金 1,971 万 2,000 円、7 款諸収入 435 万 6,000 円、9 款国庫支出金 621 万円、歳入合計 3 億 7,380 万円。

歳出、1 款総務費 2,686 万 5,000 円、2 款医業費 2 億 2,659 万 9,000 円、4 款公債費 83 万 5,000 円、5 款予備費 10 万円、6 款施設整備費 1 億 1,940 万 1,000 円、歳出合計 3 億 7,380 万円。

続きまして、27 ページをごらんください。

第 2 表 債務負担行為。追加、事項、防災カーテン（国保診療所）、期間、平成 32 年度から平成 36 年度まで、限度額 205 万円。以上でございます。

続きまして、28 ページをごらんください。

議案第 22 号 平成 31 年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算。平成 31 年度東白川村後期高齢者医療特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,930 万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金) 第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は 500 万円と定める。平成 31 年 3 月 1 日提出、東白川村長。

29 ページをごらんください。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料 2,111 万 8,000 円、2 款使用料及び手数料 1 万円、3 款後期高齢者医療広域連合支出金 95 万 5,000 円、4 款繰入金 1,711 万 5,000 円、6 款繰越金 10 万 2,000 円、

歳入合計 3,930 万円。

歳出、1 款総務費 110 万円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 3,689 万円、3 款保健事業費 101 万円、4 款諸支出金 20 万円、5 款予備費 10 万円、歳出合計 3,930 万円。以上でございます。

○議長（樋口春市君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会すること決定しました。

お諮りします。明日 5 日は、中学校卒業式のため、6 日は、全員協議会開催のため、3 月 5 日から 6 日までの 2 日間休会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、3 月 5 日から 6 日までの 2 日間、休会とすることに決定しました。

6 日水曜日の全員協議会は、午前 9 時 30 分から行います。

7 日木曜日は、午前 9 時 30 分より本会議を開催後、全員協議会に移ります。午前中を目安に全員協議会を行い、午後から本会議となりますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれで延会します。

午前 10 時 01 分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

